

令和3年2月12日

令和3年 第1回  
組合議会（定例会）会議録



令和3年2月12日（金）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	山	田	強	君		
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	浦	山	宣	之	君	
4	番	議	員	桂		聖	君		
5	番	議	員	峯		満	寿	人	君
6	番	議	員	北		好	雄	君	
7	番	議	員	松	尾	巧	君		
8	番	議	員	西	川	宏	君		
9	番	議	員	吉	年	千	寿	子	君
10	番	議	員	辰	巳	真	司	君	
11	番	議	員	遠	藤	智	子	君	
12	番	議	員	京	谷	精	久	君	
13	番	議	員	中	川	博	君		
14	番	議	員	田	村	陽	君		

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	吉	村	善	美	君						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君				
副	管	理	者	河	南	町	長	森	田	昌	吾	君						
副	管	理	者	太	子	町	長	田	中	祐	二	君						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	南	本	斎	君					
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	置	田	保	巳	君
監	査	委	員							清	井	浩	君					

事務局	局長	浅川 浩 君
事務局	次長兼第2清掃工場長	松本 隆 君
事務局	次長代理兼総務企画課長 (会計管理者)	西尾 順 治 君
書記	総務企画課長代理	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第1号	組合議会議員の異動について
日程第4	選挙第1号	組合議会副議長の選挙について
日程第5	承認第1号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	議案第1号	南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第2号	第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負変更契約締結について
日程第8	議案第3号	令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第3号)
日程第9	議案第4号	令和3年度南河内環境事業組合一般会計予算
日程第10	監査報告第1号	例月出納検査の結果報告について (令和2年度 7月・8月・9月・10月・11月・12月分)

(開会 午後2時38分)

議長 (駄場中大介君)

お待たせを致しました。

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様にはご多用のところ、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員は、14名定員でございますので、定足数に達しております。只今から、令和3年第1回南河内環境事業組合議会定例会を開会致します。

それでは、議事に入ります前に管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者 (吉村善美君)

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第1回南河内環境事業組合議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用にもかかわりませず、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、平素より本組合の事業の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会でご審議を頂きます案件は、条例案件が2件、契約案件が1件、補正予算が1件、令和3年度予算1件、監査報告1件の計6件でございます。

各案件につきましては、後ほど提案説明を申し上げますので、よろしくご審議のうえ、原案どおりご賛同賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長 (駄場中大介君)

ありがとうございました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

辰巳委員長。

議会運営委員長（辰巳真司君）

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、第1回定例会に付議される案件について了承されましたので、ご報告申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3報告第1号から、日程第10監査報告第1号までの8件でございます。

以上で報告を終わらせて頂きます。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございます。これをもって、議会運営委員長の報告を終結致します。

それでは、議事に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名について、本件は会議規則第81条の規定により、議長において指名致します。10番議席の辰巳真司議員、11番議席の遠藤智子議員の両議員にお願い致します。続きまして、日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定致しました。

次に、日程第3、報告第1号、組合議会議員の異動についてを議題と致します。報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

只今、上程されました報告第1号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。議案書1頁をお願い致します。

まず、河南町選出議員の異動でございます。

令和2年10月14日の町議会臨時会におきまして、中川博議員が就任をされております。

次に、太子町選出議員の異動でございます。

令和2年10月30日の町議会臨時会におきまして、山田強議員が就任をされております。

それぞれのご住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員の方々には、これまでのご労苦に深謝致しますとともに、新議員におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げます、ここに異動のありましたことを、ご報告申し上げます。

議長（駄場中大介君）

今回、新たに選出されました議員の議席は、会議規則第4条の規定に基づき、私のほうで決めさせていただきます。

1番議席に山田強議員、13番議席に中川博議員、以上のとおりと致します。

それでは、日程第4、選挙第1号、組合議会副議長の選挙を行います。その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

辰巳議員。

10番議員（辰巳真司君）

指名推選での選出をお願い致します。

議長（駄場中大介君）

お諮り致します。只今、辰巳議員より発言がございましたように、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で副議長を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮り致します。議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会副議長に中川博議員を指名致します。

お諮り致します。只今指名致しました中川博議員を組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、中川博議員が組合議会副議長に当選されました。只今、当選されました中川博議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知を致します。

それでは、当選されました中川博議員より副議長就任のご挨拶を頂きます。

中川議員。

### 13番議員(中川 博君)

一言ご挨拶を申し上げます。

只今、皆様のご推挙によりまして、副議長に就任させて頂くことになりました河南町の中川博でございます。どうかよろしくお願い致します。

この度は組合議会の副議長という大任を拝し、本当に身の引き締まる思いでございます。本日より駄場中議長をお支えし、組合発展のために力を尽く



す決意でございますので、何とぞ、よろしくご指導のほうお願い申し上げます。副議長就任のご挨拶と、簡単ではございますけれども代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。

それでは、次に、日程第5、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書3頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、令和2年の人事院勧告に基づき、管理市であります富田林市におかれましては、令和2年12月市議会定例会において、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱い致したく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年11月30日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、本日ここにご報告を申し上げ、ご承認を求めますのでございます。

その内容でございますが、議案書4頁をお願い致します。改正する条例の第1条では、一般職の職員について、人事院勧告に基づく国家公務員の関係法に合わせ、令和2年12月支給分の期末手当の支給割合を、現行の1.3か月分から0.05か月分引き下げ、1.25か月分に改め、年間支給割合を

2.55 か月分とするものでございます。

これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合は、4.45 か月分となります。

第2条では、一般職の職員について、令和3年4月以降の期末手当の支給割合を6月、12月支給分ともに1.275 か月分に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行致します。

以上で、承認第1号の提案の理由並びに内容のご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いを致します。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし）

これにて質疑を終結し討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結し採決を致します。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書5頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、本組合の行政財産を使用する場合の使用料の徴収については、管理市の富田林市道路占用料条例の規定を一部準用しておりますが、富田林市におかれましては、道路占用料の額について、その算定基礎となる、固定資産税評価額及び地価に対する賃料の変動等を反映した適正なものとするため、令和2年12月市議会定例会において富田林市道路占用料条例の一部を改正する条例が可決されましたので、本組合の行政財産使用料条例について、所要の改正を行うものでございます。

その内容でございますが、議案書6頁から9頁をお願い致します。

改正の内容と致しましては、本条例別表中（3）に規定する電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものに使用させる場合の使用料単価の改定を行うものでございます。

なお、附則と致しまして、第1項は、この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、第2項は、経過措置を定めるものでございます。また、第3項は、平成29年度の南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例におきまして、平成30年度の単価について、激変緩和措置として定めた附則第3項について、期間が終了したことから、削除するものでご

ございます。

以上で、議案第1号の提案の理由並びに内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願いを致します。

議長（駄場中大臣君）

説明が終わりました。質疑をお受け致します。

（質疑なし）

これをもって質疑を終結致します。

それでは、議案第1号についての討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結し採決致します。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第2号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負変更契約締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました、議案第2号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負変更契約締結につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書10頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、下記に記載をさせて頂いておりますとおり、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げます。

その内容でございますが、議案書記載のとおり、第1に、契約の目的は、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事でございます。第2に、契約の方法は、変更契約でございます。第3に、原契約金額は、4億7,158万1千円、変更契約金額は4億6,014万1千円に改めるものでございます。第4、契約の相手方は、当初契約の相手方であります大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長、三野禎男でございます。

次に、変更契約の理由でございますが、本工事の施工にあたり、建築工事のうち鉄骨工事において、天井部分の損傷した梁の鉄骨をすべて解体し新たな鉄骨にて復旧する当初の計画でございましたが、解体撤去するにあたり、現存の壁や柱等に影響を与えることが判明したことから、施工方法等について再検討したところ、一部の損傷した梁については補強による工法が施工上最適であり、強度面や構造上、また、施工期間においても当初計画と遜色ないことが確認できましたことから、相手方と協議を行い、その結果、工事仕様の変更に伴う工事費の減額を内容とする変更契約をお願いするものでございます。なお、本契約に先立ち、仮契約を2月1日に締結しております。

以上で、議案第2号の提案の理由並びに内容のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願いを致します。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。質疑をお受け致します。

遠藤議員。

1 1 番議員（遠藤智子君）

質問させていただきます。今回の第1清掃工場における火災事故については、本当に甚大な被害でありました。なお、復旧更新工事については、本年3月にて竣工するというところでございますが、昨年6月から今まで施設が停止している中、粗大ごみを途切れることなく受け入れをして頂き、住民生活に大きな影響がなかったことは、粗大ごみの受け入れにあたって、職員の選別作業や仮設の機械を導入するなど、あらゆる方法にて対応して頂いたおかげだと思います。しかしながら、今回の契約変更にもありますように、財政負担も大きく、また、ごみ処理の適正化ということからも、今後このようなことがないように対策を講じて頂きたいものです。

このことから質問させていただきます。まずは、早期に適正なごみ処理を行わなければなりません。復旧更新工事において施設の稼働の目途についてお伺い致します。また、2点目ですが、今回の復旧更新工事では、施設復旧と再発防止対策工事を同時に行われると、昨年の8月議会で説明を受けましたが、再発防止対策は計画通り進められているのかお伺い致します。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ご質問にお答えさせていただきます。まず1点目のご質問でございますが、現在施工させて頂いております第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事でございますが、議案にありますように一部仕様の変更もございます

が、概ね予定通りに工事を進めさせて頂いております。プラント工事につきましては、1月末にて、すべて、機器の据え付け等完了しており、現在、単体機器の動作確認等を行っております。個々の機器の確認が終了すれば、プラント全体の試運転に入る予定でございます。また、建築工事につきましては、2月末までには仕上がる予定でございます。粗大ごみの処理につきましては、2月中旬から試運転を兼ねて処理を行っていく予定でございます。試運転の確認ののち、竣工を迎えますので本年4月から本格稼働させ、速やかに適正なごみ処理を行う予定でございます。1点目は以上でございます。

2点目のご質問でございますが、今回の工事におきまして、当初の計画通り、再発防止対策工事も施工をさせて頂いております。具体的には、まず発火した場合に検知する火炎検知器でございますが、今回の火災の発生場所付近におきまして、従来、コンベア上に火炎検知器を1か所設置しておりましたが、4か所増設し、合計5か所の検知器を設置しております。次に火炎検知後の消火と致しまして、散水設備の散水ノズルを、今回の火災発生場所付近におきまして、従来、コンベア上に6か所設置をしておりましたが、7か所増設し、合計13か所設置し、広範囲に発火や火災の対応を行うことにより、被害を最小限にとどめることとしております。そのほか、散水設備に水を供給する給水ポンプの吐出量を1.2倍、給水タンクを3倍の容量にし、散水量を増やすとともに、長時間、消火できるように対策を講じております。また、監視カメラも1台追加しております。今回の復旧更新工事において、このような再発防止対策工事を施工させて頂いております。以上、お答えとさせていただきます。

議長（駄場中大介君）

遠藤議員。

1 1 番議員（遠藤智子君）

ご答弁ありがとうございます。今回の第1清掃工場での火災事故は、本当

に甚大な被害であり、ともすれば住民生活に大きく影響を与えることにもなりかねません。今、再発防止対策について、ご説明を頂きましたが、施設内の対策は十二分に行って頂きたいのでございますが、元々の火災を引き起こす原因となるごみですが、例えばガスボンベやスプレー缶、ライター、プロパンガスなど、また、今、全国的にも火災の原因とされておりますリチウムイオン電池など、構成市町村におきまして、住民の方々に適正なごみの出し方を周知されているのは承知しておりますが、なかなか完全に清掃工場に入っていないという訳にもいかないことも、現実にあると思います。可能な限り構成市町村とご協力をして頂き、更なる住民の方々に適正なごみの出し方について、ピーアールを引き続き行って頂きたいと思います。ごみ処理というのは、住民生活に一日も欠かせないものでございますので、これは要望とさせて頂き、質問を終わらせて頂きます。

以上です。ありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

他ございませんか。よろしいですか。

（質疑なし）

ないようでございます。それでは、これをもって質疑を終結致します。それでは、討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結し採決を致します。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、第1清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負変更契約締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

暫時休憩をお願いします。

議長（駄場中大介君）

暫時休憩します。

（午後3時00分 休憩）

-----

（午後3時01分 再開）

議長（駄場中大介君）

それでは再開致します。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました、議案第3号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書11頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、資源再生センター基幹的設備改良事業費の確定に伴う補正、及びごみ処理に伴う業務管理費の補正、並びに職員人

件費の補正をお願いするものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,048万6千円に、また、第2条で継続費の補正、第3条で地方債の補正をそれぞれお願いするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

議案書14頁をお願い致します。

第2表、継続費補正、1. 変更の場合でございますが、款3. 衛生費、項2. し尿処理費、事業名、資源再生センター基幹的設備改良事業につきましては、令和2年8月11日に締結致しました本事業の工事請負契約等に伴い、総額を9億9,000万円から8億7,220万1千円に減額し、年割額もそれぞれ変更するものでございます。

次に、第3表、地方債補正、1. 変更の場合でございますが、資源再生センター基幹的設備改良事業につきまして、事業費の確定に伴い起債限度額を2,250万円に減額変更するものでございます。

次に、20頁をお願い致します。歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。款3. 衛生費、項1. ごみ処理費、目1. 第1清掃工場業務管理費546万円の増額は、委託料において、焼却炉から排出されます焼却灰の量が、コロナ禍での外出自粛の生活様式の変化や、ごみシール制の生活支援等により、当初見込んでいた量より増加したことから、焼却灰を処分場へ運搬処理する業務及び埋立処分の業務にかかる経費の増加分、546万円の補正でございます。

次に、目2. 第2清掃工場業務管理費170万1千円の増額は、まず、職員手当等では、職員1名の普通退職者の退職手当として22万1千円、また、委託料としては、第1清掃工場と同様、焼却灰の量の増加に伴う経費の増加分、148万円の補正でございます。

次に、款3. 衛生費、項2. し尿処理費、目3. 資源再生センター基幹的設備改良事業費、570万8千円の減額につきましては、令和2年8月に工

事請負契約等締結し、本事業の全体事業費及び本年度事業費の確定に伴い、減額補正を行うもので、内訳は委託料、工事請負費でご覧のと通りの金額でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。戻りまして、18頁をお願い致します。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 建設事業費補助金、211万9千円の減額は、資源再生センター基幹的設備改良事業費の確定に伴います減額補正でございます。

次に、款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 施設整備積立基金繰入金、88万9千円の減額につきましては、資源再生センター基幹的設備改良事業費の確定に伴います減額補正、及び目2. 退職手当積立基金繰入金、22万1千円の増額につきましては、退職者1名分の退職手当支給の財源でございます。

次に、款6. 項1. 目1. 繰越金、694万円の増額は、焼却灰の処理にかかる委託料増額分の財源でございます。

次に、款8. 項1. 目1. 組合債、270万円の減額は、資源再生センター基幹的設備改良事業費の確定に伴います地方債の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（駄場中大臣君）

説明が終わりました。質疑をお受け致します。

（質疑なし）

これにて質疑を終結し討論に入ります。

(討論なし)

これにて討論を終結し採決を致します。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

置田副管理者副市長。

副管理者副市長(置田保巳君)

それでは只今上程されました議案第4号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書23頁をお願い致します。

まず、第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,557万3千円と定めております。

記載はございませんが、前年度に比べまして、4億5,176万8千円の増額となっております。これは主に、資源再生センター基幹的設備改良事業におきまして、令和3年度に本格的な工事の実施を予定していることによるものでございます。

第2条は地方債、第3条は一時借入金、第4条は歳出予算の流用についての条項でございます。

次に24頁をお願い致します。

第1表、歳入歳出予算の歳入と致しまして、款1. 分担金及び負担金から、款8. 組合債までの款、項の金額は記載のとおりでございます。

次に、25頁をお願い致します。

歳出でございますが、款1. 議会費から款5. 予備費までの、款、項の金額につきましても、記載のとおりでございます。歳入歳出それぞれ合計は39億5,557万3千円となっております。

26頁をお願い致します。

第2表、地方債でございますが、1. 第2清掃工場基幹的設備改良事業につきまして、限度額6億3,680万円とし、また、2. 残滓処理事業は、限度額470万円、3. 資源再生センター基幹的設備改良事業は、限度額5億510万円とするもので、起債の方法、利率、借入先、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、財源を含めまして歳出のほうからご説明を申し上げます。

38頁をお願い致します。

款1. 議会費は、373万5千円。前年度比7万8千円の減でございます。財源は繰越金及び一般財源でございます。

表頭の本年度の財源内訳に表記しております一般財源は、市町村からの分担金でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費は、8,833万2千円の計上で、前年度比2,281万9千円の増でございます。主に退職手当等人件費の増額によるものでございます。財源は基金繰入金、繰越金等と一般財源でございます。

次に40頁をお願い致します。

目2. 財産管理費は、14万4千円。前年度比2万円の減でございます。

目3. 公平委員会費は、前年度と同額の、7万2千円の計上でございます。

目4. 監査委員費も、前年度と同額の、16万8千円の計上でございます。

目 5 . 環境啓発費は、40万2千円の計上で、前年度比80万7千円の減でございます。

財源は、目2から目5まですべて一般財源でございます。

42頁をお願い致します。

総務費の合計と致しまして、8,911万8千円。前年度比2,199万2千円の増となっております。

次に、款3. 衛生費、項1. ごみ処理費、目1. 第1清掃工場業務管理費は、7億4,591万円。前年度比3,478万5千円の減で、主に退職手当等人件費及び工事請負費等の減によるものでございます。財源は繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

44頁をお願い致します。

目2. 第2清掃工場業務管理費は5億2,735万9千円。前年度比7,802万5千円の減で、主に退職手当等人件費及び工事請負費等の減によるものでございます。財源は繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

46頁をお願い致します。

頁の下のほうでございますが、目3. 財産管理費は3億7,804万円。前年度比3,748万6千円の増となっております。主なものと致しまして、節24. 積立金でございますが、ごみ処理施設の改良事業等に伴う財源、及び退職手当の財源の確保を行うための基金積立でございます。財源は行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

48頁をお願い致します。

目4. 残滓処理事業費は、529万2千円。前年度比299万9千円の減でございます。フェニックス埋立処分場の令和3年度事業負担金の計上で、減の理由は、前年度に災害復旧にかかる負担金を計上していたことによるものでございます。財源は地方債、基金繰入金でございます。

目5. シール印刷等業務管理費は、1,200万円で、前年度比6万6千円の増でございます。6市町村のごみシールと配布用封筒の印刷代の計上で、

財源は市町村からの負担金でございます。

目6. 第2清掃工場基幹的設備改良事業費は10億5,342万6千円で、前年度比2億4,911万7千円の減でございます。第2清掃工場を、より安全で安定的に施設運営ができることを目的として、令和元年度から3か年の継続事業でございます。焼却設備を中心とした基幹的設備改良工事を行っておりまして、最終年度の実施を予定しております。財源は国庫支出金、地方債、基金繰入金でございます。

次の第1清掃工場基幹的設備改良事業費につきましては、これまで、事業開始に向けて、計画策定等の事前準備を行っておりますが、事業規模が大きいことから、地元協議も含めまして今後も慎重に進めることとし、新年度予算には、直接的な工事費等の計上はございませんが、引き続き、事業推進の準備を行っていく予定を致しております。

計の欄でございますが、ごみ処理費、27億2,202万7千円。前年度比3億3,727万4千円の減となっております。

続きまして、款3. 衛生費、項2. し尿処理費、目1. 資源再生センター業務管理費は、1億6,012万9千円。前年度比1,149万8千円の減で、主に需用費、工事請負費の減などとなっております。財源は繰越金、財産売払収入と一般財源でございます。

次に50頁をお願い致します。

下のほうでございますが、目2. 財産管理費は、1億1,367万円。前年度比2,230万1千円の減となっております。主な計上と致しまして、節24. 積立金でございますが、し尿処理施設の改良事業に伴う財源、及び、退職手当の財源を確保するための基金積立でございます。財源は行政財産使用料及び基金利子と一般財源でございます。

52頁をお願い致します。

目3. 資源再生センター基幹的設備改良事業費は、8億3,497万7千円。前年度比7億9,204万5千円の増となっております。この事業は、搬入し尿量の減少、水質性状の変化、設備機器の経年劣化等の対策を中心に

改良事業を実施するもので、令和3年度は2か年継続事業の最終年度でありまして、本格的な工事の実施を予定致しております。財源は国庫支出金、地方債、基金繰入金でございます。

し尿処理費合計と致しまして11億877万6千円。前年度比7億5,824万6千円の増となっております。

次に、款4、項1. 公債費でございますが、元金、利子合わせまして、計の欄、1,691万7千円。前年度比888万2千円の増となっております。第2清掃工場改良事業債及び残滓処理事業債の償還、また資源再生センター改良事業債の利子償還の開始によるものでございます。財源は繰越金と一般財源でございます。

次に、款5、項1、目1. 予備費でございますが、前年度同額の1,500万円。すべて一般財源でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

議案書、恐れ入りますが戻って頂きまして、32頁をお願い致します。

先に、歳出のところで財源の説明をさせて頂きましたが、科目ごとに説明をさせていただきます。

上から、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、計の欄でございますが18億6,986万9千円。前年度比3,014万2千円の減。各市町村からの分担金で施設費分担金、管理費分担金、共通事務費分担金の内訳となっております。

次に、項2. 負担金は1,200万円。前年度比6万6千円の増でございます。シール印刷等に伴う業務負担金で、各市町村にご負担頂くものでございます。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1、目1. 使用料、377万7千円。主に、駐車場等の行政財産使用料でございます。

次に、項2、目1. 手数料は、ごみの一般持込手数料で7,691万2千円、前年度比186万4千円の増でございます。



次に、34頁をお願い致します。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 建設事業費補助金は、5億5,893万6千円で、前年度比2,701万7千円の減、それぞれの施設の改良事業交付金を計上致しております。

款4. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金は、127万9千円。基金運用の利子収入でございます。項2、目1. 財産売払収入は、194万9千円。前年度比7万8千円の減でございます。副産塩、屑アルミ、選別鉄等の売却収益でございます。

款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 施設整備積立基金繰入金は、1億8,815万9千円。前年度比7,474万6千円の増でございます。各施設の改良事業等に伴う基金取り崩しでございます。

目2. 退職手当積立基金繰入金は、2,593万円。前年度比3,723万1千円の減でございます。職員退職手当支給に伴う基金の取り崩しでございます。

次に、36頁をお願い致します。款6、項1、目1. 繰越金は、7千万円。前年度比1,200万円の減でございます。前年度繰越金でございます。

款7. 諸収入、項1、目1. 雑入は16万2千円。前年度比4千円の増でございます。

款8、項1、目1. 組合債は11億4,660万円。第2清掃工場基幹的設備改良事業債、残滓処理事業債、資源再生センター基幹的設備改良事業債の計上でございます。

以上、歳入のご説明でございます。

次に、事項別明細書のあとの頁でございますが、54頁から67頁までにつきましては給与費明細書。68頁、69頁は継続費の調書。70頁、71頁は債務負担行為の調書。72頁、73頁は地方債の調書。最後に74頁から79頁につきましては分担金の調書でございます。誠に勝手ながら、ご覧を頂きまして、説明は省略をさせて頂きます。

以上、令和3年度南河内環境事業組合一般会計予算のご説明とさせて頂き

ます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおり御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。質疑をお受け致します。

田村議員。

14番議員（田村 陽君）

ホームページ及び地球温暖化に関しまして質問させていただきます。令和3年度予算の中で、環境啓発費の項目がございますが、その中でホームページメンテナンス業務料の経費に関連してご質問させていただきます。組合のホームページを見させていただきますと、施設運営の状況や処理経費、また公害関係のデータなど、多くの情報が掲載されて、非常に充実した内容であると思っております。また、その都度の情報につきましても、お知らせのページを活用されておられます。その他色々な工夫をされておられますが、新年度何かそういう工夫で広報のあり方として変わるものがあるのでしょうか。

それともう1点、ホームページの情報の中で、地球温暖化対策として、今、世界的に課題となっているCO<sub>2</sub>の削減がございます。清掃工場では、多量のCO<sub>2</sub>が排出されているということですが、これに対する取組というのが新年度予算の中で、なにか盛り込まれておられるのかお伺い致します。以上です。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ご質問にお答えさせていただきます。まず、ホームページに関連する質問でご

ございますが、組合ホームページにつきましては、組合のご紹介と致しまして、組合の機構や施設の紹介、ごみの搬入状況などの各種データや排ガス等の公害関係の測定結果、各種データを掲載しております。また、工場を見学しようというページでございますが、施設でのごみ処理、し尿処理の流れもご紹介させて頂いているところでございます。あわせてリサイクル情報などや、ごみの減量対策情報、あと一般持込の方のごみの受付等の流れも情報提供させて頂いているところでございます。なお、各年度のごみ・し尿の搬入状況、各種公害関係、その他色々な1年間のデータの更新につきましては、ホームページメンテナンス業務で1年に1回大きくデータの入替を実施しており、また、その都度、住民の方々に情報提供させて頂くものにつきましては、お知らせのページを利用させていただき、掲載をさせて頂いているところでございます。なお、議員おっしゃられております、新年度において特に新たな掲載方法の取組や、ホームページをリニューアルさせるというところまでは、今回の予算の中では予定しておりませんが、経費をかけずに職員で工夫を凝らして、住民の方々により見やすい、分かりやすいホームページを今後も手掛けさせて頂きたいというふうに考えております。ホームページの関連につきましては以上でございます。あと、次にCO<sub>2</sub>の削減の取組、地球温暖化対策でございますが、CO<sub>2</sub>の削減の取組の直接的な予算の計上は、今回、新年度ございませんが、各施設におきまして、施設の運営の中で、CO<sub>2</sub>の削減の取組を行っているところでございます。その内容でございますが、まず組合では、地球温暖化対策実行計画を策定させて頂いており、CO<sub>2</sub>の削減に取組させて頂いているところでございます。直近の計画では、平成28年度を基準年度と致しまして、目標年度の令和2年度までに、CO<sub>2</sub>の削減を5.1パーセント削減する計画としており、現在、目標に向けて取組をしているところでございます。また、本組合では、施設運営上、CO<sub>2</sub>の排出量が多く、各種法的適用等を受けております。具体的には、環境省所管の地球温暖化対策の推進に関する法律、経済産業省所管のエネルギーの使用の合理化に関する法律、また、大阪府において、大阪府温暖化の防止等に関する

条例などが適用を受けているところがございます。これらの法律等の趣旨に沿って、施設運営を行っておりますので、組合では省エネタイプの機器の導入や、照明、冷暖房、公用車の使用、グリーン購入、施設の管理等、全般において取組を進めているところがございます。また、ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量が組合全体の90パーセント程度を占めておりますので、組合構成市町村とともに、住民の方々にごみの減量のご協力をお願いしているところがございます。なお、地球温暖化対策実行計画につきましては、5年に1度見直しの改定をすることとなっておりますが、令和3年度が改定の時期でございますが、職員の資質向上、経費の削減も含めて、改定作業は職員で策定することとしております。以上でお答えとさせていただきます。

議長（駄場中大介君）

田村議員。

14番議員（田村 陽君）

ご答弁ありがとうございました。ホームページの関連であります。様々な努力をされているというのは、ホームページを見させて頂いて理解できるところがございます。なお、住民の方々が、今、現在、組合ホームページへどれぐらいアクセスしておられるのか、その数は承知しておりませんが、更なるアクセス数の増加を狙って、各団体とのホームページとのリンクなども積極的に利用して頂いて、多数の方が見られるよう努力して頂くよう要望致します。次に、CO<sub>2</sub>の削減の取組であります。地球温暖化対策実行計画を策定され取組まれていることが分かりました。環境省のパリ協定長期成長戦略では、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80パーセントの温室効果ガスの削減に大胆に取り組むとされております。組合では、ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出が90パーセントを占めているということですので、やはりごみの減量対策が必須の対策であるこ

とは、間違いのないことだというふうに考えております。市町村と連携しながら、ごみの減量に努めて頂ければというふうに思っております。更に、ごみの減量や資源化の推進は、循環型社会を形成するばかりでなく、処理費の削減や収入の確保、組合の処理施設の安定化、施設の長寿命化、最終処分場の延命にも寄与し、ひいては組合予算における市町村負担の分担金の低減にもつながりますので、ごみの減量はメリットの多いことだと思っております。今後もですね、各市町村と協力して、ごみの減量対策に力を入れて頂けるよう、これも要望とさせて頂いて、質問を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

他ございませんか。よろしいですか。

（質疑なし）

それでは、これをもって質疑を終結します。

それでは、議案第4号についての討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結し採決致します。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告についてを議題と致します。

監査委員の報告を求めます。

清井監査委員。

監査委員（清井 浩君）

議案書81頁をお願い致します。只今上程されました監査報告第1号、例月出納検査の結果について、ご報告申し上げます。

令和2年度7月分から12月分の出納状況につきまして、浦山監査委員とともに、各月分ごとに、出納検査を行いましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ一致し、正確でありましたことを、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、ここにご報告申し上げます。なお、出納検査資料につきましては、議案書82頁以降に掲載しておりますので、ご確認頂きたいと思っております。

以上でございます。

議長（駄場中大介君）

報告が終わりました。質疑をお受け致します。

（質疑なし）

ないようでございますので、本件についてはこれにて終結を致します。

これをもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

それでは、閉会に先立ち、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

令和3年第1回組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し

上げます。

今期定例会にご提案申し上げました令和3年度予算をはじめ、すべての議案につきまして、原案どおりご賛同を頂きまして、心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

組合と致しましては、住民生活の基盤であります、ごみ処理、し尿処理を行っておりますが、昨年来からのコロナ禍におけます生活様式の変化や、また、将来にわたり、衛生的な生活環境の確保を図るため、今後も、理事者、職員一丸となり業務に邁進してまいります。議員の皆様方におかれましては、ご健康にご留意をされ、より一層のご指導と、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言ご挨拶申し上げます。

本日は、慎重なご審議、また議事進行へのご協力を頂き、ありがとうございます。

コロナ禍がまだ収まったとは言えない状況でございます。また、各市町村でも3月議会、予算委員会を残すところでございます。議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、ご自愛されますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、これもちまして、令和3年第1回南河内環境事業組合議会定例会を閉会致します。ありがとうございました。

（閉会 午後3時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長            駄場中  大介

議 員            辰巳    真司

議 員            遠藤    智子